

新潟県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

新潟県規則第23号

新潟県財務規則の一部を改正する規則

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>ハッピー・パートナー企業調達事業者</u>（男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。）<u>若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者</u>（多様で柔軟な働き方及び女性活躍の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。）から購入し、又はハッピー・パートナー企業調達事業者若しくは新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業調達事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。）</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第1号に掲げる収入及び既に調定した収入を除く。）別に定める日</p> <p><u>(8) 指定公金事務取扱者に納付する方法により納付が行われる収入（第1号に掲げる収入及び既に調定した収入を除く。）別に定める日</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p>	<p>(本庁における物品購入契約等の取扱い)</p> <p>第84条 本庁の支出負担行為担当者は、物品の購入又は物品の製造の請負に関する契約を締結しようとするときは、物品購入契約等依頼書により出納局会計検査課長に対して契約事務の依頼をしなければならない。ただし、次に掲げる物品の購入又は製造の請負に関する契約及び特別の理由があるため支出負担行為担当者が自らその契約事務を処理する必要があると認め出納局会計検査課長の同意を得たものについては、この限りでない。</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>ハッピー・パートナー企業調達事業者</u>（男女共同参画の推進に積極的に取り組む事業者であつて、知事が別に定める基準を満たすものをいう。以下この号において同じ。）から購入し、又はハッピー・パートナー企業調達事業者に製造を請け負わせる物品（1件の予定価格が第72条第1号又は第2号に定める額を超えない物品に限る。）</p> <p>(10)～(13) (略)</p> <p>(調定)</p> <p>第88条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる収入の調定は、当該各号に定める時期に行うものとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) 指定納付受託者に委託して納付する方法により納付が行われる収入（第1号に掲げる収入を除く。）別に定める日</p> <p><u>(8) (略)</u></p>

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略) 農業総合研究所中山間地域農 業研究センター	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	(略)
4 予算の執行に係るある規則、 要綱等の制定若しくは改廃又は告 示をすること(要綱等の改正であ つて、予算の執行に影響を及ぼさ ないものを除く。)	(略)
(略)	(略)
6 5,000万円以上の委託契約(建設 工事に関する委託契約を除く。)に 係る予算を執行すること。	(略)
(略)	(略)
9 歳出予算の目節の金額の流用(建 設事業に係る委託料、使用料及び 賃借料、工事請負費及び補償、補 填及び賠償金の間の流用、 <u>経常経 費</u> として予算計上された節の間の 流用並びに別に定めるものを除 く。)の決定をすること。	(略)
10 (略)	(略)
11 (略)	(略)

備考

1～5 (略)

別表第1 (第2条関係)

名 称	所管組織
(略)	(略)
<u>少年自然の家</u> (略) <u>新潟県立幼稚園</u> (略)	(略)
(略) <u>農業総合研究所中山間地農業 技術センター</u> (略) <u>農業総合研究所高冷地農業技 術センター</u> (略)	(略)
(略)	(略)

別表第7 (第21条関係)

合議又は協議を要する事項	合議又は協議の相手方
(略)	(略)
4 予算の執行に係るある規則、 要綱等の制定若しくは改廃又は告 示をすること。	(略)
(略)	(略)
6 3,000万円以上の委託契約(建設 工事に関する委託契約を除く。)に 係る予算を執行すること。	(略)
(略)	(略)
9 歳出予算の目節の金額の流用(建 設事業に係る <u>工事請負費、委託料 並びに補償、補てん及び賠償金</u> の 間の流用並びに <u>経常経費</u> として予 算計上された節の間の流用を除 く。)の決定をすること。	(略)
10 1,000万円以上の事業を受託する 契約を締結すること。	財政課長
11 (略)	(略)
12 (略)	(略)
13 繰出金の繰出しを決定すること。	財政課長
14 前各号に定めるもののほか、債 務負担行為に係る予算を執行す ること。	財政課長

備考

1～5 (略)

6 1,000万円以上の事業を受託する契約のう

- 6 (略)
- 7 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表 (第25条、第35条、第38条、第48条関係)

項目	適用 条文	算式等	摘要
(略)			
前金 払を する 場合	(略)	(略)	<p>継続工事について</p> <p>(1) 当該年度支払額が増額された場合には、<u>第35条第6項</u>中「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と読み替えて、同項の規定を準用する。</p> <p>(2) 当該年度支払額が減額された場合において発注者が必要と認めるときは、<u>第35条第7項</u>中「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と、<u>同条第8項</u>中「前項の場合」とあるのは「別表において準用する前項の場合」と、<u>同</u></p>

ち、別に定めるものについては、合議を要しない。

7 債務負担行為に係る予算の執行のうち、次に掲げる契約については、合議を要しない。

ア 工事請負契約

イ 建設工事に関する委託契約

ウ 建設事業に伴う用地及び物件の補償に係る補償金に係る契約

エ 法第180条第1項の規定により知事専決事項として指定された賃借契約

- 8 (略)
- 9 (略)

別記 (第78条関係)

建設工事請負基準約款
(略)

別表 (第25条、第35条、第38条、第48条関係)

項目	適用 条文	算式等	摘要
(略)			
前金 払を する 場合	(略)	(略)	<p>継続工事について</p> <p>(1) 当該年度支払額が増額された場合には、<u>第35条第5項</u>中「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と読み替えて、同項の規定を準用する。</p> <p>(2) 当該年度支払額が減額された場合において発注者が必要と認めるときは、<u>第35条第6項</u>中「請負金額」とあるのは「当該年度支払額」と、<u>同条第7項</u>中「前項の場合」とあるのは「別表において準用する前項の場合」と、<u>同</u></p>

			<p>条第10項中「第7項」とあるのは「別表において準用する第7項」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>				<p>条第9項中「第6項」とあるのは「別表において準用する第6項」と読み替えて、これらの規定を準用する。</p>
(略)				(略)			
(略)				(略)			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、別記建設工事請負基準約款別表の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和6年度に属する歳入歳出の執行及び決算その他に関しては、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 令和7年3月31日限りで廃止される次の表の左欄に掲げる事務所の令和6年度に係る会計事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる課又は事務所において処理するものとする。

農業総合研究所中山間地農業技術センター 農業総合研究所高冷地農業技術センター 少年自然の家 新潟県立幼稚園	農業総合研究所中山間地域農業研究センター // 教育庁生涯学習推進課 新潟北高等学校
--	---